

2017年11月10日

AV人権倫理機構 御中

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 理事長 和田 寿昭

私ども消費者機構日本（以下「当機構」）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申し入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、内閣総理大臣からは消費者契約法第13条に基づき適格消費者団体の認定を、また、消費者裁判手続特例法第65条に基づき特定適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のリーフレット等をご覧ください。

近年、若年層の女性が、いわゆる「JKビジネス」で働き、性的な暴力等の被害に遭う問題や本人の意に反して、いわゆるアダルトビデオ（以下「AV」）への出演を強要される問題が発生しており、政府が、その根絶に向け対策を講じているところは、貴機構もご存じのとおりです。

当機構は、過去にAVへの出演歴がない個人については消費者該当性があると考えていることから、不当勧誘が存在している可能性があるAV出演強要問題については強い関心を持っております。そもそも、事業者が女性でも男性でも個人にAVへの出演を強要させることはあってはならないことです。もし、事業者がそのような行為を行っているのであれば、それは公序良俗に反する行為です。また、個人が自らの意思で出演する際でも、その意思には特段の配慮と個人の自己決定権が最大限に尊重されるべきであると当機構は考えております。

AV業界改革推進有識者委員会では、2016年3月に発表された特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウの報告書、それに端を発した適正AV業界に対するさまざまな指摘および本年3月の内閣府男女共同参画会議からの報告書を受け、これを適正AV業界に課せられた健全化維持に向けた刷新の機会と捉え、10月初旬に報告会を実施、出演強要を防ぐ仕組み作りとして、制作会社やプロダクションが守るべき「新ルール・システム」（来年1月から実施）を発表したと聞いております。

そして、AV業界改革推進有識者委員会は活動を終了するものの、活動内容は貴機構に引き継がれるとも聞いております。

「新ルール・システム」では、「共通契約書の使用」に触れているようですが、当機構では、AVに出演することが明確に伝わる契約書、個人の自己決定権が尊重された契約書にさせていただきたく意見書を提出しますので、ご検討ください。

なお、意見書は、後日、当機構のホームページに公表しますことを申し添えます。

意見書

～出演者の自己決定権を尊重したAV出演契約とするための提案～

1. 問題点

当機構は、独自に入手したプロダクションと出演者とのAV出演契約に関する契約書を精査したところ、以下の問題があると考えました。

- プロダクション所属契約書（タレント契約書や専属モデル契約書等と称する契約書）の記載内容が不明確かつ一方的に不利益であること。
- 個別の出演契約書が締結されていないこと。
- AV等の定義がなく、プライバシーの侵害、性的自由の侵害にあたる行為が損害賠償を理由に強要されていること。

2. 解決策

上記の問題を解決するためには、プロダクションが使用するプロダクション所属契約書が、出演者の自己決定権を最大限に尊重した内容であり、かつ、契約内容が明確化されたものであることが求められます。

以下、プロダクションが出演者と最初に締結するプロダクション所属契約について意見を述べ、次に制作契約、個別出演契約について意見を述べます。

なお、プロダクション所属契約は出演者とプロダクション間の契約を指し、制作契約はプロダクションと制作会社との契約を指し、個別出演契約は出演者と制作会社間の契約を指します。

当然ですが、各契約書の原本又は写しは出演者に交付されるものとします。

(1) プロダクション所属契約における必要的記載事項

プロダクションは所属契約書に下記条項を必ず設けること。

①自己決定権の尊重

プロダクションは、AV出演契約においては出演者の自己決定権を最大に尊重すること。

②モデル内容の区別・業務割合

出演者が行うこととなるモデル業務の区別と業務割合を明記すること。

(例)・着エロモデル

・ヌードモデル

・AVモデル など

③「AVモデル」等の業務の定義

各モデル内容にて行う業務について定義すること。

(例)・着エロモデル：衣服は着用したまま性的興奮を与えるためのポーズをとる。

・ヌードモデル：全裸にて撮影すること。

・AVモデル：性的欲求を満足させるために制作された性行為を主にした映像作品。

④個別出演契約が締結されなければ具体的出演義務が発生しないこと

○出演者が各モデル内容にて実際に行う業務は、プロダクションは制作会社と書面により必ず制作契約を締結すること。

○制作契約は、個別出演契約がない限り、出演者の出演義務を発生させるものではなく、これに反する場合には、出演者は、いかなるモデル内容の業務であってもプロダクションに対して出演義務を負うことはなく、損害賠償義務も発生しないこと。

○プロダクションは各制作契約ごとに、出演者に対して、個別出演契約を締結させるものとし、予め包括的な同意を得ることはないことを確認する。

○出演者に対しては、個別出演契約書を書面で撮影の14日間前までに開示されなければ、著作隣接権、肖像権、プライバシー権等一切の権利は出演者に留保されるとする条項を入れること。

⑤個人が対応可能とする行為の記入欄

出演者が各モデル業務にて対応することが可能と考えている行為（同意ではない）の記入欄を設けること。

(例) あなたが、行ってもよいと考えている行為を記載してください。

・着衣でエロポーズを行うこと

・上半身のみ裸（他人との身体的接触なし）で撮影すること

・全裸（他人との身体的接触なし）で撮影すること

・全裸にて他人との身体的接触、複数異性との性器挿入行為、性器撮影行為、緊縛、水責め、口腔内挿入行為 など

⑥所属契約の出演者都合による解約

出演者はプロダクション所属契約をいつでも解約できる中途解約権を定めること。

ア. 個別出演契約書の締結前の解約

○出演者はプロダクションに対する損害賠償義務は発生することなく、無条件にて解約できること。

○プロダクションは出演者に対してプロフィール写真の一切を返還し、インターネット上のプロフィール写真を消去する義務を負うこと。

○出演者のプロフィール写真をプロダクションが消去しない場合は、出演者がプロダクションに代わって消去する権利を有すること。

イ. 個別出演契約書への署名後撮影前の解約

○アに同じ

ウ. 撮影後販売前の解約

○出演者が行った着エロ撮影やヌード撮影、AV出演の作品の販売前の解約の場合、著作隣接権等は出演者の選択により販売方法及び販売期間を限定することができること。

○出演者に損害賠償義務が発生する場合には、その金額（逸失利益を除く実損額とする）を記載しておくこと。

⑦所属契約のプロダクションに責がある場合の解約

ア. 虚偽説明等があった場合

プロダクションが出演者を勧誘するに際し、事実と反する事項を告知していたり、出演者が帰りたいといったのに退去させずにプロダクション所属契約を締結させていたりした場合は、出演者は損害賠償をすることなく解約できること。

（例）事実と反する事項：「AV出演等しても世間には絶対に顔バレしないと告げる」「違約金が発生するケースではないのに、発生すると告げる」など

イ. 出演者から出演同意を得ていなかった場合

○プロダクションが制作会社と個別出演契約を締結することなく、かつ、出演者から出演同意を得ることなく出演者をAV出演させていた場合、出演者は一切の映像（写真、録音、録画を含む）の消去を求めることができること。

○出演者はプロダクション及び制作会社に対して損害賠償をすることなく解約できること。

ウ. 出演者による損害賠償請求

○出演者に損害が生じた場合は、プロダクションに対しても制作会社に対しても損害賠償請求ができること。

⑧各モデル業務に関する対価

○各モデル業務に対する公正な対価を記載すること。

○対価を記載していない場合及び対価が公正なものでない場合は、出演者はプロダクション及び制作会社に対して、著作隣接権、肖像権、プライバシー権等を主張できること。

（2）制作契約における必要的記載事項

①プロダクションは、制作会社との契約において、プロダクション所属契約に記載された事項で出演者の権利に関する条項を必ず入れること。

- ②出演者が許容する行為、出演者の中途解約権、出演者の著作隣接権等の権利、損害賠償義務の不存在、などをプロダクション所属契約と同様に規定した契約とすること。
- ③プロダクションは、所属契約と齟齬しないように、販売方法、二次使用などの有無について定めること。

(3) 個別出演契約における必要的記載事項

制作会社が出演者と着エロ撮影、ヌード撮影、AV出演に関して個別出演契約を締結する際には、下記条項を必ず設けること。

- 出演者にはシナリオを撮影日の14日以上前に事前交付すること。交付しない場合は、出演者には出演義務がないこと。
- シナリオのカット毎の行為についての出演者の同意欄。
- 出演者の拘束時間、単価及び対価。
- 出演作品の販売方法。
- 出演者は、プロダクション所属契約で対応が可能とした事項以外は応じる義務がないこと。
- 出演者は、プロダクション所属契約で可能とした事項以外、及び事前に交付されたシナリオにない性行為等を制作会社が出演者に指示した場合には、拒否できること。
- 出演者は、プロダクション所属契約で可能とした事項以外、及び事前に交付されたシナリオにない性行為を制作会社が指示した場合には拒否でき、その場で現場を離脱することができること。その場合、出演者には損害賠償義務は発生しないこと。
- 個別出演契約締結後に出演者が契約の意思表示を撤回する期間として8日の期間を設けること。出演者が意思表示を撤回した場合には、個別出演契約は遡って意思表示がなかったものとして扱われる。
- 出演者が出演内容に全て同意する署名がない場合は、仮に撮影が行われた場合でも、著作隣接権、肖像権、プライバシー権等の一切は、出演者に存在すること。

3. 最後に

当機構は、貴機構の「新ルール・システム」の取り組みについては注目しております。しかし、「共通契約書」が整備されても、その内容を出演者が正確に理解したうえで契約締結に至らなければ、自己決定権が尊重された契約がなされたとはいえませんので、出演者に対しては契約するか否かの自由があることを説明したうえで、契約内容の詳細・丁寧な説明をお願いします。

また、貴機構も問題意識としてお持ちのようですが、アウトロー対策が重要です。引き続き貴機構の取組みに参加していないプロダクションやメーカーにも呼びかけ、「共通契約書」の普及に努めてください。

以上

<本件の問い合わせ先> 事務局：磯辺、吉備

〒102-0085 東京都千代田区六番町1-5 プラザエフ6階

TEL：03-5212-3066 FAX：03-5216-6077

e-mail：isobe@coj.gr.jp、kibi@coj.gr.jp